

グループ1：再犯防止施策における居住支援

1 前提知識

(1) 再犯防止施策における居住支援の位置づけ

○第二次再犯防止推進計画における課題認識

「適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の **2年以内再入率**が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて**約2倍**高くなっている」

→「適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための**欠かせない基盤**であり、再犯の防止等を推進する上で**最も重要な要素の一つ**といえる。」

⇒住居がなければ安定して保健医療・福祉サービスを受けたり、就労を継続することは難しいため、住居の確保は社会復帰の前提になる

(2) 一時的住居と安定的住居

上述したように住居は生活する上での欠かせない基盤であるが、犯罪や非行をした人等は刑事施設入所等に伴い住居を失い、釈放や出所後直ちに入居できる住居が必要になることから、「一時的住居」という種類の住居が用意されている。

ここから、再犯防止施策における居住支援においては「一時的住居」と「安定的住居」に分けて施策が検討されているが、両者の違いは以下の通り。

類型	特徴
一時的住居	<ul style="list-style-type: none">・簡易な手続かつ低賃料での入居が可能・入居期間に制限があるため、いずれは安定的住居への移行が必要・例：更生保護施設¹、自立準備ホーム、シェルターなど
安定的住居	<ul style="list-style-type: none">・通常の手続で入居期間に制限のない一般的な住居・例：民間賃貸住宅、公営住宅

(3) 入口支援と出口支援

再犯をくり返す人に高齢や障害を抱える人が多いという認識に基づいて始まった、刑事司法機関から福祉的な支援につなぐ取組。矯正施設に入所する前の検察による支援を入口支援、矯正施設に入所した後、出所する際の地域生活定着支援センター等による支援を出口支援という。

支援内容自体は概ね同じであるが、それぞれ次のような特徴がある。

類型	特徴
入口支援	<ul style="list-style-type: none">・対象者：起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料となった者・短期間（検察での勾留期間である10～20日）に適切な帰住地の確保、他の支援機関へのつなぎ等を行わなければならない。

¹ 広島県においては、広島市にあるウィズ広島と呉市にある呉清明園の2カ所。

グループ1：再犯防止施策における居住支援

<p>出口支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：矯正施設退所者（仮釈放者、満期釈放者） ・出所日にあわせた準備が可能であるため、本人が望まない場合等を除き、比較的支援のための調整期間を確保しやすい。
-------------	---

2 課題認識

	項目	課題
1	一時的住居	<p>(1) 数の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的住居である更生保護施設、自立支援ホームは設置地域や定員が限定的であり、特に更生保護施設の所在しない東部地域において不足している。 <p>(2) 受け入れ施設の多様性の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした人等の様々なニーズに対応するため、多様な受け皿を確保する必要がある <p>Ex)更生保護施設では集団生活が基本になるが、中には集団生活を苦手とする人もいる</p> <p>(3) 入口支援における一時的住居確保の難しさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整機関の短い入口支援において、特に住居の確保が困難。
2	安定的住居	<p>(1) 支援の担い手が少ない</p> <p>居住支援法人の中でも保護観察対象者等を支援の対象とするのは3割程度であり、当該割合の向上が望まれる。</p> <p>(2) 民間賃貸住宅への入居における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的に孤立、困窮している人が多いため、保証人や賃料の関係で入居が困難 ・家主に忌避感がある <p>(3) 公営住宅への入居における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釈放・出所日と入居日を調整する必要がある。
3	その他	<p>(1) 対象者は複合的な課題を抱えている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は住居以外の複合的な課題を抱えており、居住支援法人が生活支援まで行うことがある